

## 要項第23号

### 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会 成年後見センター法人後見受任審査会設置要項

#### （趣旨）

第1条 この要項は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）成年後見センター（以下「センター」という。）設置規程第6条第2項の規定に基づき、法人後見受任審査会（以下「審査会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

#### （目的）

第2条 審査会は、法人後見受任又は後見監督人受任依頼があったときは、受任の可否を審査し、本会会長へ助言することを目的とする。

#### （所管事項定義）

第3条 審査会の所管事項は次のとおりとする。

- （1）法人後見等の受任及び辞任の可否に関すること。
- （2）後見監督人等の受任及び辞任の可否に関すること。
- （3）被後見人等の利益相反等の課題に関すること。
- （4）その他、前条に掲げる目的達成のために必要な事項

#### （委員の選任等）

第4条 審査会は、5名以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

- （1）司法関係者
- （2）医療関係者
- （3）社会福祉関係者
- （4）学識経験者
- （5）その他、本会会長が必要と認める者

#### （委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員任期は、前任者の残任期間とし、再任は妨げない。

（委員長及び副委員長）

第6条 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、審査会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議を招集する時間的余裕がないとき、又は会議が成立しないときは、第3条に掲げる事項を委員長は専決することができる。ただし、専決した事項については、次の審査会において報告しなければならない。

（報酬）

第8条 委員が、会議に出席した場合の報酬額は別に定める。

（意見の聴取）

第9条 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取又は説明を求めることができる。

（庶務）

第10条 審査会の庶務は、本会センターにおいて処理する。

（守秘義務）

第11条 委員は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

（会議等の非公開）

第12条 審査会の会議、会議資料及び議事録は公開しない。ただし、本会個人情報保護規程に基づき、審査対象となった本人から資料の開示請求があった場合はこの限りではない。

（委任）

第13条この要項に定めるもののほか，必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要項は，令和4年4月1日から施行する。